

意見書の要旨

区役所周辺地区地区街づくり計画の変更に係る地区街づくり計画の案を、世田谷区街づくり条例第16条において準用する同条例第14条第2項の規定により、平成29年12月1日から平成29年12月15日まで2週間公衆の縦覧に供し、同2週間意見書の受付を行ったところ、3通(3名)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
区役所周辺地区地区街づくり計画	<p>1 地区街づくり計画に関する意見 (1)区役所周辺地区、豪徳寺駅周辺地区、経堂駅東地区、経堂駅周辺地区などの地区計画、高度地区、地区街づくり計画案は一括説明でなく、それぞれ地域毎での説明会を開催し意見のくみ上げを求める。</p> <p>2 その他の意見 (1)補助128号建設予定地区に住んでいるが、交通量が大幅に増えて、排気ガスの臭いが強くなり、住環境が非常に悪くなった。部分的に整備された道路は行き止まりや、狭い道につながり渋滞を生む。あふれた車は、周辺の細い生活道路に入り込み、危険である。人口は減っていくので新しい道路は不要であり、補助52号線及び補助128号線の建設に反対である。</p> <p>(2)補助52号建設に対する区の姿勢に、大きな疑問を感じる。区は、住民の意見に耳を傾け、住民の立場に寄り添い、東京都の強硬姿勢の盾になっていただきたい。道路建設ありきの街づくりは本末転倒である。救急車が入れないような道は住民と相談した上で区画整理するので十分ではないか。</p>	<p>(1)本計画案は、東京都が事業を実施している補助52号線の沿道の区域を一体的な地区として、皆様と意見交換を重ねながら検討を行ってきたものです。このことから、説明会等につきましても、一つの地区として開催しております。</p> <p>(1)(2)区では、平成26年より、9回にわたる街づくり懇談会において、道路の整備に関する疑問にも応えるべく、街づくりアドバイザーとして専門家にご参加いただき、皆様の声を東京都に伝えながら、検討を進めてまいりました。</p> <p>今回のご意見の内容につきましても、補助52号線及び補助128号線の事業者である東京都にお伝えしてまいります。</p>